

令和8年度中央区行政懇談会 質 問 事 項 等 回 答 要 旨

区民部 地 域 振 興 課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

目 次

京 橋 地 域 ・ ・ ・ ・ ・ 1 ページ

日 本 橋 地 域 ・ ・ ・ ・ ・ 8 ページ

月 島 地 域 ・ ・ ・ ・ ・ 10 ページ

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
銀座西一丁目町会 会長 塚本 和隆	自転車走行のあり方について 【回答】 歩行者天国は、散歩やショッピングを安心して楽しんでいただけるよう、人と車の分離が図られており、自動車だけでなく自転車や、電動キックボードなどの小型モビリティも同様に通行が禁止されているため、区ではホームページにより、銀座地区の歩行者天国への自転車乗り入れ禁止を周知しております。 しかしながら、一部にはルールを守らない方、また、中には日本における基本的な交通ルールを知らないまま車両を利用する外国人の方もおられることから、東京都が策定する第12次東京都交通安全計画には、これまでの自転車の安全利用の推進等の重点に加え、新たに小型モビリティや外国人に対する交通安全対策が重点として盛り込まれました。 区といたしましても、警察を始めとした関係機関と協力・連携を図り、自転車の乗り方やルール・マナーの啓発に加えて、小型モビリティや外国人への交通安全対策を推進し、歩行者、自転車、自動車等が安全かつ安心・快適に通行できるまちとなるよう取り組んでまいります。	環 境 土 木 部
銀座二丁目町会 会長 伊藤 明	(1) 路上放置自転車の取締強化について 【回答】 放置自転車対策については、放置禁止区域以外において、注意・警告札を貼付し、5日以上経過後、両方の札が残っている放置自転車を撤去しています。 一方、悪質・危険な放置自転車に対して、短期間の撤去を求める声もいただいています。そこで、4月1日から、より取締りの強化を図るため、試行的に銀座地区において「注意札の取付期間」を、3日から1日に短縮するとともに、立て看板を併用することにより、常習的に放置され交通の支障となる自転車の取締りの強化を図ります。 また、4月1日から自転車反則通告制度(青切	環 境 土 木 部

湊三丁目町会 会長 櫻井 栄	符) が施行されるこの機会に、放置自転車に対する取締りを強化することにより、意識の向上を図ります。 なお、実施にあたっては、町会・通り会等の関係者の意見を聴取するとともに、理解・協力を得ながら、効率的かつ効果的な対応を行っていきます。 今後も、歩行者、自転車、自動車が安全かつ安心・快適に通行できるまちとなるよう、自転車施策に取り組んでいきます。 (2) 路上喫煙について 【回答】 公共の場所での喫煙禁止など、条例で定める中央区たばこルール周知徹底のため、巡回時における中央区たばこルールリーフレットや指定喫煙場所マップの配布のほか、多言語表記の立看板や路面シートなどの啓発物の設置を行っております。引き続き、区民の皆様からのご意見や巡回パトロールで確認した状況などを踏まえ、必要な場所へ啓発物を増やしていくなど、中央区たばこルールの周知徹底を図ってまいります。このほか、築地警察署等の関係機関と連携した合同啓発活動を定期的実施しており、今後も継続して行なってまいります。 また、今年度は、新たに要綱を制定し、中央区たばこルールに違反する喫煙者や事業所などへの厳重な指導、指定喫煙場所の確保など様々な取組をより効果的かつ実効的に行なってまいります。 (1) 隅田川テラスの使用のルールについて 【回答】 隅田川テラスにおいて、複数日にわたり開催したり、工作物等(テント・パラソルなどの簡易なものは除く)を設置したりするイベントを行う場合には、河川管理者に申請して、河川法に基づく占用許可(使用許可)を受ける必要があります。これに対して、一日以内で終了し、かつ上記のような工作物等を設置しないイベントやテレビ番組の撮影等は、釣りや散歩などと同様に自由使用に該当するため、上記の許可は必要ありません。	中央区保健所 第一建設事務所
---------------------------	---	------------------------------

明石町町会 会長 守本 利雄	一方、東京都では、上記の自由使用に該当するものであっても、イベント等の開催については、「テラス護岸等一日利用届」の提出をお願いしています。 その際、イベントの形態によっては、河川管理者から主催団体に対して、地元自治会、地元区（環境部局等）、警察や消防などに事前に相談するように指導しております。 引き続き、これらの各主体と連携し、適切に対応してまいります。 （２）町内マンション建設のルールについて 【回答】 区では、高さが１０メートルを超える建築物を建築する事業者には、説明会の開催や近隣の皆様との協議を十分に行うことを求めています。 協議し決定した内容につきましては、譲渡などで事業者が変わる場合であっても引き継ぐよう指導しております。 継承されていない場合には、改めて継承等の対応を行うよう事業者を指導いたします。 （３）道路を夜間に車庫代わりとして使用することについて 【回答】 本部と現場実査を行い検討しましたが、湊三丁目１～８番地の道路については、道路幅員、交通状況を勘案した上で駐車禁止（９－１９日曜、休日を除く）規制を実施しているところであり、時間規制を終日にはできません。 道路を車庫代わりにして駐車している車両等、法令違反に該当する違反車両については、今後も引き続き取り締まりを実施してまいります。 （１）区道４１２号における環境問題について 【回答】 現在、ごみのポイ捨て等については、通報を受けた際の現地調査やパトロールの実施、看板の設置による普及啓発等を行っています。 また、町会・自治会等、地域の皆さまの協力を得ながら、「クリーンデー」や「まちかどクリー	都 市 整 備 部 築 地 警 察 署 環 境 土 木 部
---------------------------	---	--

	ンデー」を実施し、地域の美化活動の促進を図っています。 特別区道中京第412号線の明石町にある植樹帯や水路は、平成5年から平成7年まで段階的に整備し、明石町緑道として管理しています。本区において比較的面積の広い緑道である明石町緑道は、整備から年月が経ち、植栽の繁茂や水路等施設の経年劣化が認められます。 今後の対応といたしましては、植樹帯内全体の清掃を徹底するとともに、特に雑草等の繁茂が見られる箇所については、植栽を撤去の上、繁茂を抑制するマルチング材等の敷設の試験的な実施を検討してまいります。 なお、植樹帯や水路を含む明石町緑道全体の改修につきましては、将来的な道路改修の際に合わせた実施を検討してまいります。 【回答】 保健所におけるねずみ対策につきましては、えさとなるごみの適正な管理や進入防止策などねずみが近寄りにくい環境を作ることが効果的であることをわかりやすく解説したパンフレットを作成し、町会や飲食店等に配布するなど様々な機会を捉え、普及啓発しております。 また、通年で公共の道路の植え込みなどの巣穴に殺そ剤を投入するほか、11月から3月にかけては、公共の下水道マンホール等に殺そ剤及び捕そ器を設置するなどねずみ駆除作業を区内全域で行っております。 上記の取組みを進め、他部署とも連携を取りながら住民の皆様が衛生的で住みやすい、良好な環境の維持・向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。 (2) 街路灯の光源の消耗等について 【回答】 明石町全体の区道上の照度を調査した結果、ほぼ全ての箇所で道路に関する基準や条例で定められている照度を超えていることを確認しましたが、樹木の枝等が支障となり街路灯からの光を遮っている箇所は、剪定を実施します。	中央区保健所 環 境 土 木 部
--	--	--------------------------------

	また、LED化が完了していない街路灯は、順次LED化を進めてまいります。 (3) ごみ収集ネットについて 【回答】 ごみの排出に係るネットおよびカラスやネズミ対策についてです。 カラス対策として防鳥ネットの貸し出しを行っております。一定の効果はあるものと認識しておりますが、ごみ排出時間の徹底やネットの適切な使用が条件となることから、カラス被害が発生した場合には随時、職員による現地調査と指導をしているところです。 一方で、ネズミ対策としてはネットの使用では効果が不十分であるため、ふた付きのポリ容器による排出を推奨して指導を行っております。 ボックス型の収集箱等の導入については、本区の集積所の物理的状況からリフト付き収集ボックスのいわゆる「ごみストッカー」の設置は困難であると考えています。しかしながら、他区でも実施されているような蓋付きの折り畳み式ごみ収集ボックスについては、本区の様態にあわせた導入を検討しているところです。 大規模集合住宅の敷地内での収集についてです。 区の収集については、過去には住宅戸数が100戸以上の場合でも持ち出し場所が敷地外に設置されるケースがありましたが、現在では廃棄物保管場所等の設置基準に従い、原則として燃やすごみは敷地内で収集を行っております。 また、それ以下の建築物については敷地外となる可能性があることから、建築物の計画段階の早い段階から清掃事務所と建築事業者との間で協議を行い、適切なごみ排出を指導しているところです。 一方で、事業系ごみの排出は事業者の民間契約によることから、これによらない事もあります。現在も不適正排出を確認した時は、直接的・間接的の両面で指導を行っておりますが、引き続き、環境保全の取り組みを行ってまいります。 今後とも地域の皆様と連携を図り、集積所及び	環 境 土 木 部
--	--	------------------

八丁堀三・四丁目西町会 会長 板井 克眞	周辺地域の環境整備に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。 防犯設備（防犯カメラ）整備に対する補助金について 【回答】 地域における犯罪抑止を図るためには、区民の皆さま一人ひとりが防犯意識を高め、防犯対策に取り組んでいただくことに加え、“地域の安全は地域で守る”という防犯上の“共助”の取組が大変重要であります。また、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止や犯人検挙にも効果をもつ有効な取組の一つです。 こうした考えのもと、区では、町会・自治会、商店会が設置する防犯カメラ等に対し、その設置費用の一部を助成することにより、地域の防犯対策の支援を行っているところです。 さらに、令和7年度からは、電力会社等の都合による取付柱の移設に伴う再設置費用について、新たに補助対象としたところです。 一方、防犯カメラ機器の故障に伴う保守費及び修繕費につきましては、現行制度において補助対象外としております。 しかしながら、維持管理に係る負担が生じていることは認識しており、区といたしましては、防犯カメラの設置及び運用に係る町会・自治会等の負担軽減に向け、今後、補助制度の拡充について検討してまいります。	防災危機管理室
築地浜離宮地区自治会 会長 高橋 裕一	銀座・築地のウォーカブルなまちづくり「歩行者ネットワーク」の実現について 【回答】 本区では、地域特性を生かしたまちづくりの整備構想や整備計画などについて、区と当該地域の住民と意見交換を重ねながら、良好なまちづくりを推進していくことを目的として、まちづくり協議会を開催しております。これまでも、協議事項として東京都の取組がある場合には、都の担当部署が出席し、内容の説明や意見交換を主体的に行っているところです。	都市活性プロジェクト推進室

銀座・築地のウォーカブルなまちづくりに向け
ては、KK線再生、アメニティ整備構想や築地市
場跡地開発計画等が進捗しており、まちづくり協
議会の場合も活用し、地元と意見交換をしながら取
組を進めているものと認識しております。

今後もまちづくり協議会の活動等を通じて、地
域のまちづくりの意見・意向などを整理し、本区
のまちづくり施策に反映させることに努めてまい
ります。

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
人形町三丁目西町会 会長 小幡 純	(1) 防犯対策について 【回答】 夜間に暗がりとなる箇所の解消や、防犯・防火対策の強化は、地域の安全・安心を確保する上で重要な取組であると認識しています。 防犯灯の新規設置につきましては、私道の状況等に応じて、区の助成制度をご活用いただける場合がございます。一定の要件を満たす場合には、防犯灯の新設や更新に係る整備費について助成を行っております。設置をご検討の際には、事前に区へご相談くださいますようお願いいたします。 また、防犯灯の維持管理費については、防犯協会を通じて町会・自治会へ補助を行い、負担軽減を図っております。 区といたしましては、今後も地域の実情を踏まえながら、防犯環境の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。 (2) 町会存続サポートについて 【回答】 町会・自治会活動を支援するため、区では、町会等が事務所、会議室等として借り上げる物件の賃借料に係る経費の1/2（年間上限額：30万円）を助成しております。近年の物価高騰などにより、家賃が上昇傾向にあることは認識しております。 一方で、町会が借り上げる物件については、その広さや場所をとっても一様ではなく、助成申請を通じて確認できる家賃についても、その金額や上昇状況はさまざまでございます。また、助成を受けている町会のうち、約4割は助成上限額に達していないといった状況もございます。 そのため、現在のところ、助成上限額の引き上げは予定しておりませんが、中東情勢に端を発するエネルギー問題など物価を取り巻く状況については、今後とも厳しさを増す恐れがあることから、引き続き状況を注視してまいりますとともに、各町会のお声を引き続き伺いながら、実情の	防災危機管理室 区 民 部

中洲町会 会長 宮下 一雄	把握に努めてまいります。 中洲５番地パーキングメーターの設置について 【回答】 要望路線へのパーキングメーターの設置について本部の駐車対策課の係員と現場において検討させていただきました。 要望路線の左右には、マンションやビルの駐車場出入口が複数あり、また民間の時間貸駐車場もあります。 さらに中央区のコミュニティバスである江戸バスの路線にもなっており、途中にバス停の設置もあります。 駐車場の出入口やバス停の周辺等設置できない場所を除くと１枠の設置がやっとという結論に至りました。 しかし、１枠のみでは宅配やデイサービスの送迎といった複数の駐車需要には足りないことから時間制限駐車については見送りとさせていただきます。 次に標識の変更とありますが、要望路線の現在の規制については８時から２０時までの駐車規制で、２０時以降の夜間や土日休日は駐車できることとなっています。 このため２０時以降の夜間や“土日休日”は終日で駐車ができることとなりますが、特に問題の発生がないため、こちらも現況のままの運用どおりとさせていただきたいと考えております。 宅配業者やデイサービス等の送迎車両については、駐車許可の申請をして引き続き駐車可能なスペースの短時間駐車をしていただきたいと考えております。 以上のことから標識の内容についても現況のままとさせていただきます。	久松警察署
--------------------------	---	--------------

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
月島三之部町会 会長 柴崎 寛仁	ねずみ駆除活動について 【回答】 区では、ねずみの防除を効果的に推進していくためには、広く面的に取り組むことが重要であると考えております。公共の場所においては、それぞれの土地や施設を管理する都や区が対策を行っていますが、私有地について行政が行うことは難しいと考えていることから、区が補助金を通じて支援する「地域ねずみ防除促進事業」を活用していただきながら、町会・自治会をはじめとする地域の皆様に取り組んでいただいているところです。 今後も、区が派遣する専門業者のコンサルティング支援により、経費や実施内容について皆様から寄せられるご意見や地域の実情に合わせてきめ細かく対応するとともに、各地域の取組から得られる知見やノウハウの活用を進めるなど、地域の負担軽減と効果的な防除の両立を図ってまいります。 また、飲食店に対するゴミ出しルールの遵守の徹底については、チラシの作成・配布や講習会での周知などを行っており、引き続き様々な機会を捉えて啓発してまいります。 ごみの収集については、清掃工場への搬入経路を踏まえた調整のほか、それぞれの地域でのごみ出し、収集時間が定着しているため、すぐに変更することは難しい状況です。 今後とも保健所部門と清掃部門とで連携した飲食店への指導や、地域の皆様と連携したねずみ防除の取組により、ねずみが生息しづらい環境づくりを推進し、区の公衆衛生の向上を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。	中央区保健所
晴海自治会 会長 中澤 孝子	晴海一丁目「さざなみ通り」について 【回答】 さざなみ通り沿いの植樹帯を調査した結果、道路横断のための通り抜け等により植栽密度が低くなっている箇所が見られました。これまで低木	環 境 土 木 部

ザ・晴海レジデンス自治会 会長 寺東 恒二	の補植や進入禁止の看板設置等の対策を行ってき ましたが大きな改善が見られないため、再度補植 を行うとともに、植樹帯への侵入を防止する竹柵 等の設置を検討してまいります。 (1) れいめい橋公園通りに東京都が設置を計画 している環状2号線防護ゲートについて 【回答】 環状第2号線は、臨海部と都心部との連携を強 化し、地域交通の円滑化や防災性の向上を図る上 で重要な役割を担う骨格幹線道路であることか ら、その機能を保全するうえで、防護ゲートは必 要なものと認識しております。 一方、景観への配慮は、良好な都市景観を創出 するうえで重要なものと認識しておりますが、本 来の目的や安全面の確保などを踏まえたうえで、 検討する必要があると考えています。 (2) ゴミ箱の設置について 【回答】 公共空間へのゴミ箱の設置については、ポイ捨 てごみの削減に一定の効果があると期待できるも の、安全性の確保や維持管理コスト、事業系ご みや家庭ごみの持ち込みに対する対策など、さま ざまな課題があると考えております。 一例としまして、公園のゴミ箱は、公園利用者 の利便性向上を図り、園内を清潔に保つため設置 しているところもありますが、ここ数年、園外か らのゴミの持ち込みが多いことや、ネズミなどへ の対策として、一部公園では撤去している状況で す。 そうしたことから、現在は公共空間へのゴミ箱 の新たな設置は考えておりませんが、ポイ捨ての 通報があった際の現地調査やパトロール、公園の 植栽の定期的な清掃、ポイ捨て禁止の看板設置に よる普及啓発のほか、インバウンドに対しては観 光協会などと連携したマナー周知などにも取り組 み、まちの清潔な環境維持に努めてまいります。	環 境 土 木 部 環 境 土 木 部
----------------------------------	--	-----------------------------------

パークタワー晴海自治会 会長 高瀬 守	(1) 子ども、少年団等の遊び場所、練習場所の確保について 【回答】 人口増加や区民の健康志向の高まりにより、スポーツ活動を行う区民もまた増加しており、特に晴海地区においては児童数やスポーツ団体数の増加に伴い、活動場所の確保が課題となっているものと認識しております。 これまで本区では、敷地面積が限られている中で、既存施設の有効活用を図りながら、区民にとって身近な場所でスポーツができる環境の整備に努めてきたところであり、学校施設につきましては、地域の子どもたちはもとより、区民の健康増進のための身近で貴重なスポーツ活動の場としてとらえております。 一方、学校施設の利用にあたっては、児童・生徒の教育活動や学校運営、安全管理等との調整が必要であることから、利用時間帯や利用方法について一定の制約があることも踏まえる必要があると考えております。 こうした中、令和8年度からは、佃島小学校の校庭利用について、関係団体との調整により、新たにサッカーの少年団体が利用できる時間帯を確保いたします。また、晴海西小学校では校庭（遊び場）開放を開始して、児童に安全な遊び場を提供するなど、限られた資源の中で活用の幅を広げているところです。 学校施設の今後のさらなる活用については、地域のニーズや学校運営への影響等を踏まえながら、関係部署と連携し、検討してまいります。併せて、晴海西小学校第二校舎や晴海中学校新校舎についても、地域の方が校庭や体育館を利用できるよう整備する方向で、検討を進めてまいります。 今後とも、地域の子どもたちが安全・安心に、身近な場所でスポーツ活動を行うことができる環境の確保に努めてまいります	区 民 部
--------------------------------	---	--------------

DEUX TOURS自治会 会長 清水 隆史	(2) 晴海二丁目地区のスーパーを含む商業の誘致可能性について 【回答】 日常生活に必要な商品を取り扱う店舗は、良好な住環境を整備する上で非常に重要なものであることから、晴海地区において、大規模な開発事業が行われる際には、開発事業者に対し、生活関連施設の整備を求めてきたところです。しかしながら、事業者が周辺の商業施設や事業採算性などを考慮し、検討した結果、限定的な出店に留まっていると認識しております。 晴海二丁目地区において、商業施設を早急に整備していくことは難しいものの、事業者が参入に意欲を示すような環境を作り出していく必要があることから、新たなにぎわいや人の流れが期待できる都心・臨海地下鉄新線の早期実現に向けて、区として積極的に取り組むとともに、地下鉄整備と一体となったまちづくりを推進することで、商業施設の整備をはじめとする住環境のさらなる向上に繋がたいと考えております。 晴海二丁目地区を含め、今後新たな民間開発が行われる際には、事業者に対し商業施設の整備について働きかけてまいります。 黎明小橋上の自転車の違反走行対策について 【回答】 黎明小橋は歩行者専用橋として供用開始されて以来、多くの皆様にご利用いただいている一方で、区ではパトロールの実施や横断幕の設置など注意喚起に努めているところです。 ご提案いただいた柵やポールの追加設置につきましては、現状の交通量と円滑な通行機能の確保について総合的に判断すると、さらなる物理的な対策は困難な状況です。 本年4月1日から「自転車の交通反則通告制度」が施行され、区としても交通ルール・マナーの周知について広報活動を充実させることが重要だと認識しております。 引き続き、月島警察署と連携を図り、パトロールの強化や、様々な機会を捉えた自転車利用者への正しい交通ルールの周知徹底に努めてまいります。	都 市 整 備 部 環 境 土 木 部
-----------------------------------	--	-----------------------------------

晴海テラス自治会 会長 松谷 稔	す。 【回答】 黎明小橋は自転車の通行が禁止されています。 当署ではこれまでも、自転車の通行を止めるよう呼びかける各種取り組みを実施してまいりました。4月6日から15日までの間実施された、春の全国交通安全運動の期間中、中央区の担当者と合同で、自転車のマナーアップを図るキャンペーンを実施しました。 引き続き、歩行者の安全確保のため、通行する自転車を停止させ、交通ルールの周知徹底を図る等、自転車に対する指導警告、広報啓発活動に努めます。 (1) 区の違法民泊対策について 【回答】 いわゆる「違法民泊」は旅館業法上の違反行為（無許可の宿泊営業）であり、区では、地域の方などから違法民泊が疑われる通報が寄せられた際には、管理組合（管理会社）とも連携協力し、当該部屋の実態調査を実施しております。調査により無許可の宿泊営業を行っていることが判明した場合には、当該営業者を特定し旅館業法に基づく行政指導を行います。 今後とも、区民の安全安心の暮らしが守られるよう、違法民泊に対し厳正に対処してまいります。 (2) 学校の教室不足について 【回答】 築地地区まちづくり事業の事業者が示している現時点での事業計画では、当地区を通学区域とする小中学校に教室不足が生じる規模の児童生徒の転入は発生しないものと認識しておりますが、引き続き事業者に対し住宅の整備計画、商品企画等について情報提供を求め、教室数に不足が生じることのないよう対応してまいります。	月 島 警 察 署 中 央 区 保 健 所 教 育 委 員 会
-----------------------------	--	--

HARUMI FLAG自治会 会長 荒瀬 勇太	(1) 豊洲大橋周辺の交通改善と通学路の安全確保について 【回答】 晴海五丁目地区の歩行者ネットワークにつきましては、東京都の市街地再開発事業により、特定建築者と連携の上、建築敷地内の貫通通路と道路等の公共空間を一体的に整備するなど、「晴海まちづくりの考え方」に基づき、歩行者ネットワークの形成が図られたものと認識しております。 また、豊洲大橋の下の通行について、アップダウンなく通行できる歩行者空間の確保、Uターン路の貫通通路を改良した歩行空間の確保などは、構造的に困難であると都から聞いております。	環 境 土 木 部
	【回答】 晴海西小学校第二校舎の開設に伴う通学路につきましては、今後、学校周辺の交通環境や児童の通学実態等を踏まえながら、学校関係者のほか、警察署や道路管理者等と協議の上、安全な経路を検討していくとともに、あわせて、学校スタッフの配置や防犯カメラの設置など、通学経路上の安全対策についても検討を進めていく予定です。	教育委員会事務局
	(2) 晴海五丁目ターミナルの空港リムジンバス導入について 【回答】 本区では、晴海フラッグの開発等に伴う交通需要の増加への対応や地域の交通利便性の向上を図るため、路線バスやコミュニティバスに加え、コミュニティサイクル、舟運等が発着する地域の交通拠点として、晴海五丁目ターミナルを整備し、令和6年2月に供用を開始しています。 ターミナル供用後においても、当該地域を含む臨海部では再開発事業や住宅開発が進展しており、令和7年9月には、晴海フラッグのタワー棟が竣工するなど、交通需要は引き続き増大傾向にあります。これまでも、都バス等による増便やルート拡充が行われたり、令和8年秋頃に東京BRTの東京駅ルート（仮称）の運行が予定されているなど、当該ターミナルを中心とした公共交通網については、未だ形成の途上にあると認識しています。	環 境 土 木 部

	ご意見をいただきました「空港リムジンバスのターミナルへの導入」に当たりましては、こうした臨海部の交通状況を踏まえた今後のBRT・都バスの運行形態を適切に見極めるとともに、ターミナルの果たす役割や導入すべき機能等について、慎重に検討をしていく必要があると考えています。	
--	--	--